

広島県立文書館 企画展

# 戦中・戦後の援護

## —— 戦争犠牲者への追悼と援護

平成14年(2002)7月26日(金)～10月26日(土)



応召兵士とその家族

### はじめに

県庁の援護恩給室には、かつて陸軍省が管理していた「陸軍兵籍簿」が書庫の一角を占めている。軍人恩給や遺族年金等の証拠資料として、いまなお業務で参照する必要がある書類である。戦争犠牲者への追悼や援護などを行う援護行政は、重い過去を引き継ぎ、現在も行われている。

援護行政の発端は、戦争であった。戦中の軍人とその遺家族への援護は、戦争遂行に不可欠なものとして実施された。敗戦直後の占領下の援護行政は、復員・引揚者援護など、敗戦処理が中心となった。講和条約発効による独立後、国家補償の精神に基づく各種の援護が始まった。援護の拡充と公平を求める諸団体の要求運動により、援護行政は次第に拡大していった。

現在、政府、自治体やさまざまな団体により、戦没者を追悼する各種の行事が催されている。戦争犠牲者を追悼する行事は、戦中には、「聖戦完遂」の観点から戦死者を顕彰するものとして実施された。敗戦後の占領下では、戦死者の顕彰はもろろんのこと、国家による追悼行事も否定された。現在の戦没者追悼行事は、講和条約発効後、歴史的に形成されてきたものといえる。

この企画展では、援護行政の系譜と戦没者追悼の変遷を、公文書を中心に、写真や個人が所蔵する書類で振り返ってみる。

# 1 地域における「軍国日本」

戦前の日本は、教育をはじめ社会生活の各分野で軍事優先が浸透していた。日清・日露の戦没者を祀り、顕彰する招魂社や忠魂碑が町村ごとに建てられ、徴兵検査や入営、野外演習などをおして地域社会と軍事は深く結びついていた。



高田郡生桑村の忠魂碑

高田郡生桑村（現美土里町）では昭和9年(1934)に忠魂碑が、昭和12年(1937)に招魂社がその向かいに建立された。忠魂碑の左右に日清戦争からシベリア出兵にいたる戦没者の碑が12基建てられている。手前の石柱は日中戦争から太平洋戦争に至る戦没者の名を刻んでいるが、その数は84。敗戦後、進駐軍が来村するというので、忠魂碑を倒したが、視察に訪れた進駐軍の中尉が元に戻すことを許可した。碑がやや傾いているのはそのためである。



日露戦役30周年記念生存者記念撮影

昭和10年(1935)は日露戦争30周年に当たり、3月10日の陸軍記念日には遺家族や傷痍軍人を慰安するなど各地で記念行事が行われた。大竹町（現大竹市）では日露戦争従軍者が招魂社に集合した。  
村井浩氏提供



山野村役場の兵事関係書類

町村役場では兵事関係、中でも徴兵に関する事務は重要な業務で、各種の名簿や台帳などが整備されていた。旧山野村（現福山市）では大量の役場文書が現地の人々によって保存されたが、兵事関係の文書も数多く残されている。  
当館蔵山野村役場文書



帰休・退営記念の盃と德利

満20歳の成年男子は徴兵検査を受け、甲種合格者のうちから抽選で軍隊に現役として徴集された（入営）。現役期間は2年で、途中で帰休（現役のまま除隊）となることもあった。  
肯野芳輝氏蔵



## 2 「出征兵士」の歓送と留守家族援護

日本は昭和六年（一九三一）の「満州事変」以来中国への侵略を始めていたが、昭和十二年（一九三七）七月七日の蘆溝橋事件を機に全面戦争を開始した。  
戦争が勃発すると、戦地に動員する兵士とその遺家族の援護は、戦争を遂行していくうえでの重要課題となった。出征兵士の歓送、戦地への慰問品送付などは日常行事となった。留守家族に対しては、軍事扶助や労力奉仕が行われた。



出征兵士の歓送 佐伯郡河内村 昭和12年(1937)8月16日  
昭和12年7月に日中全面戦争に突入すると、同月末に大動員が行われ、その後も毎月のように召集があり、その都度兵士の歓送が行われた。左端は村長。  
岸本信治氏提供

出征祝いの幟 昭和13年(1938)9月  
山県郡壬生町（現千代田町）の三谷盛夫は昭和10年に徴兵検査を受け、甲種合格（50人中15人）だったが、抽選漏れで現役徴集されず。日中戦争勃発後、「若い青年は、吾も吾もと出征、国のため、天皇陛下のためにと、適齢期のものであれば、誰もがそうであったように、私も今か今かと待ちました。」昭和13年9月10日夜、召集令状が届く。「私はいよいよ来るものが来たなと、武者振るいというか、何ものにも例えがたい思いが脳裏をかすめ」た。16日、入隊の日の早朝、写真館に頼んで家族で記念撮影（表紙の写真）、叔父作成のこの幟を先頭に見送り行進をしてもらった（三谷盛夫『自叙伝』）。「戦争絶対反対」の文字は自身の悲惨な戦争体験から、最近になって書いたもの。  
三谷盛夫氏蔵



武運長久を祈るはがきと出征兵士のはがき

加計町では応召された兵士たちは長尾神社で武運長久祈願を受け、戦地に赴いた。長尾神社は出征兵士に武運長久を祈るはがきを送り、兵士たちはその返礼の手紙やはがきを神社に送った。  
佐々木盛房氏蔵



「応召軍人名簿」  
当館蔵山野村役場文書



銃後援強化週間の貼紙  
昭和14年(1939)10月  
呉市史編纂室蔵宇根クニ二氏資料



町村役場の軍事援護関係書類  
働き手を召集されたことで、生計が困難となった遺家族には軍事扶助が行われた（「軍事扶助関係書類綴」）。また、遺家族に対する労力奉仕をはじめ、物心両面にわたる援護が重視された（「軍人遺家族援護事業一件」）。援護活動を進めるため町村ごとに銃後奉公会が結成された（「銃後奉公会綴」）。  
当館蔵山野村役場文書



慰問袋の発送 大竹町 昭和13年(1938)頃  
兵士が使用する日用品や食料品を詰め、戦地に送った。  
村井浩氏提供

3

戦没者追悼と戦傷病者・遺家族援護

日中戦争では、当初から戦死者が続出した。戦争が始まった昭和十二年（一九四一）中の県内の戦死者は一三〇〇人余、どの町村にも戦死者が出る状況であった。戦死者は太平洋戦争開戦後、それも戦争末期にさらに激増した。戦没者・戦傷病者・遺家族など、戦争のしわ寄せを受ける人々の急増は、戦争遂行体制にひびが入りかねない事態であった。政府はこれらの人々に対する援護と精神指導を重視し、一般社会の同情と尊敬が集められるよう図った。



「戦死者・病死者・公報・内報綴」  
戦死の知らせは役場を通じて伝達された。  
当館蔵芸北町役場文書



戦死通知電報 昭和12年(1937)11月14日  
この兵士は、父母兄弟と妻、それにこの年生まれたばかりの長男を遺して戦死した。  
当館蔵芸北町役場文書



豊田郡久友村における戦没者村葬  
戦没者の遺骨が町村に帰還すると村境まで出迎え、その後村葬が盛大に執り行われた。大崎下島の久友村（現豊町）では、住民一同海岸に出迎え、村葬が催された。同村では昭和13年(1938)に招魂社が建立され、戦没者が合祀されるようになった。  
豊町教育委員会蔵



金鷄勲章  
戦功のあった将兵には金鷄勲章が授与され、金鷄勲章年金が与えられた。戦死者遺族には5か年間年金が下賜された。功1級から功7級まであり、兵は功6級が上限であった。昭和16年(1941)以降、年金は廃止され一時金となった。  
後藤睦氏蔵



戦没軍人未亡人慰問講話会 呉市 昭和14年(1939)11月20日  
銃後奉公会が中心となって、戦没者の妻に対する精神指導が行われた。「遺族会等ノ団体ヲ結成スルハ種々ノ点ヨリ相当考慮ヲ要スル」として（軍事保護院『戦没者遺族指導要綱』）、遺族会の結成は事実上禁止された。  
呉市史編纂室蔵宇根クニ氏資料



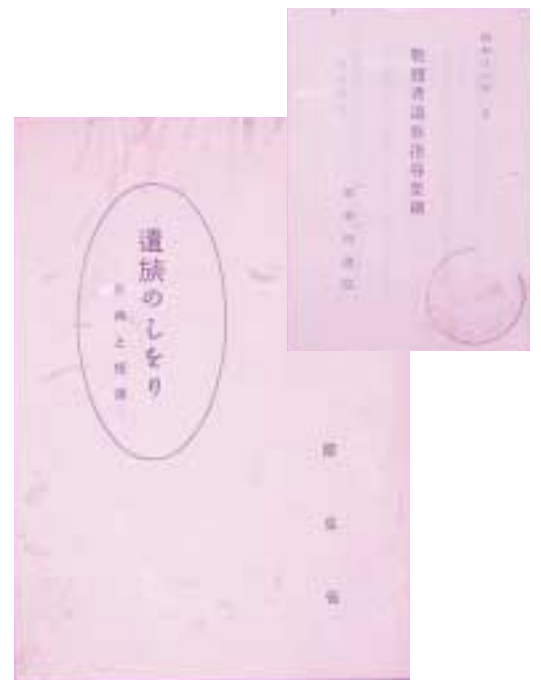
特別賜金授与証  
戦争（事変）で死没した軍人・軍属の遺族には死没者特別賜金が下賜された。額は一般には発表されないことになっていたが、上等兵の場合1,400円、伍長の場合1,600円など階級によって差があった。  
後藤睦氏蔵





国を護った傷兵護れ (リーフレット)

加計町教育委員会蔵



『遺族のしをり』と『戦没者遺族指導要綱』

当館蔵山野村役場文書



傷痍軍人台帳

当館蔵山野村役場文書



傷痍軍人証と戦傷証明書

三谷盛夫は昭和13年(1938)9月16日に召集され、歩兵第11聯隊に入隊した。そこで、すさまじいしごきやいじめを体験、同年12月9日、宇品港出港、華中・華北を転戦、翌14年9月22日、山東省崖頭庄村での戦闘で左手貫通銃創の負傷をした。現地の病院に收容され(左写真)、11月17日青島出発、数日船にゆられて宇品着、広島・小倉・大津の陸軍病院で治療を受けた。

三谷盛夫氏蔵



中国・済南陸軍病院での慰問公演 昭和14年(1939)

三谷盛夫氏提供

4

占領下の援護―戦災・復員・引揚

戦争末期になると、一般市民を標的にした都市無差別爆撃が本格化し、呉空襲、広島原爆投下、福山空襲で多数の市民が犠牲となった。これらの戦災者は戦時災害保護法による保護の対象となった。敗戦後には、六六〇万人余にのぼる海外からの復員・引揚者の援護が大きな課題となった。

占領下では、軍国主義が否定され、軍人を優遇する諸制度が廃止され、戦争の各種犠牲者は一般の社会保障による救済が基本となった。そうした中で、戦傷病者、戦没者遺族、引揚者、未帰還者、空襲被害者、原爆被爆者など、それぞれが固有の補償や問題解決を求め運動を展開した。



袋町国民学校臨時救護所で手当を受ける負傷者  
昭和20年(1945)10月6日 菊池俊吉撮影



罹災証明書  
右が原爆、左が福山空襲によるもの  
当館蔵山野村役場文書・芸北町役場文書



平和塔 広島市皆実町  
元は日清戦争の勝利記念として建立された「凱旋碑」であったが、「平和塔」に改変された。

「戦没者慰霊諸会一件」

山県郡中野村(現芸北町)銃後奉公会による昭和17年からの村葬関係書類が綴られている。昭和21年(1946)9月に行われた村葬が最後となった。

昭和21年11月、政府は、政教分離の見地から、公共団体は公葬その他宗教的儀式や行事(慰霊祭・追悼式)を挙行してはならない、同時に公共建物内の忠魂碑などを撤去するよう命じた。そのため村葬などの公葬は占領下では行われなくなった。

当館蔵芸北町役場文書



世話課「遺骨原簿」

戦死者ごとに、遺骨の受領年月日と遺族への交付年月日などが記載されている。広島県民生労働部世話課は、遺骨の伝達や引揚援護など、敗戦直後の援護業務を担当した。 広島県庁蔵



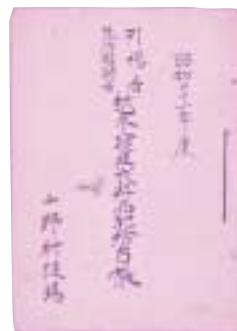
大竹港に上陸する復員者

県内では宇品と大竹が復員・引揚者の上陸地となった。引揚のピークは昭和21年3~7月であった。総計で宇品に約17万人、大竹に約41万人が上陸した。  
中原写場提供



引揚者の寮

住宅難の引揚者のために寮が設置された。日ノ出寮(広島市宇品)、同援住宅(広島市基町)、船越寮、竹原共同宿泊所、安浦共同宿泊所、西条寮、忠海更正寮(写真・昭和36年)などがあった。 当館蔵



「引揚者生活困窮者越冬寝具衣料品配給台帳」

引揚者には優先的に衣料品や寝具が配給された。昭和21年4月から、生活困窮者緊急生活援護要綱が施行され、軍事扶助法や戦時災害保護法は執行停止となった(10月1日生活保護法に移行)。これにより、軍人遺族、戦災者、引揚者、在外留守家族などのうち生活困窮者は一般の生活困窮者と同様に援護することになった。 当館蔵山野村役場文書



5

講和後の追悼と援護

サンフランシスコ講和条約（対日平和条約）の締結と発効は、戦後補償問題の転機となった。講和条約は昭和二十七年（一九五二）四月二十八日に発効するが、その直後に全国戦没者追悼式が挙行され、戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布され、戦後補償が本格化する。占領下の「原爆タブー」が解けたことにより原爆被害の実態が国民全体に知られるようになり、ビキニ被災を契機とする原水爆禁止運動の高揚とあいまって、原爆医療法が制定され、被爆者援護行政も緒についた。

戦後補償が本格化する中で、国内外からさまざまな補償問題が提起されるようになり、現在に至っている。



はじめての戦没者追悼式（『広島遺族新聞』昭和27年7月15日）

昭和27年(1952)5月2日、全国戦没者追悼式にあわせ、県内各市町村で戦没者追悼式が行われた。広島市では県と広島市の主催で実施され、県内市町村遺族代表400人と広島市の遺族12,000人が参列した。  
当館蔵芸北町役場文書



広島県招魂祭のポスター  
戦後、招魂祭は旧護国神社跡の小祠で内輪で行われていたが、昭和25年(1950)の秋には遺族500人の参列をえて大祭を行った。そして、講和後の昭和27年4月、護国神社復興奉賛会が結成され、昭和31年(1956)に広島城内に広島護国神社が再建された。このポスターはその前年の昭和30年のものとみられ、遺族3,000人、来賓200人が参列した。  
広島護国神社蔵

「戦没者台帳」

昭和27年(1952)4月30日、戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布され、軍人・軍属の公務上の負傷・疾病・死亡に対し国家補償の精神に基づく援護がなされることになった。そのため、県と市町村で戦没者の台帳が整備されていった。  
当館蔵芸北町役場文書



広島護国神社における秋季大祭(左)と大法要(右) 昭和36年(1961)  
神社復興後、毎年10月22日に神式による秋季大祭、23日に仏式による大法要が行われるようになった。  
広島護国神社提供





広島市尾長小での被爆者検診 昭和33年(1958)3月17日

広島市が市医師会の協力をえて被爆者の集団検診を始めることになり、最初の集団検診が尾長小と大芝小で行われた。

中国新聞社提供



予防課「被爆者健康手帳申請書綴」

昭和32年(1957)4月、原爆医療法が施行され、被爆者健康手帳の交付が始まった。同年度中に県内で106,952人が手帳の交付を受けた。 広島県庁蔵

大久野島毒ガス障害者協議会による東京数寄屋橋での署名活動

昭和43年(1968)12月9日

陸軍が大久野島に設置した毒ガス工場の従業員には戦後も毒ガス障害に悩まされる人々が少なかった。昭和36年(1961)には認定患者に医療手当が支給され、昭和44年には一般患者に医療手帳が交付されるようになった。

中国新聞社提供



全戦没者追悼法要 平成12年(2000)9月30日

平成7年(1995)9月から、広島別院(安芸教区)では広島護国神社境内での戦没者追悼法要をとりやめ、独自に全戦没者追悼法要を行うことになった。護国・英霊顕彰ではなく、戦争に対する慚愧(ざんき)の念、「怨親平等」の思想による日本人のみでなく、外国人を含む全戦没者を追悼する、という理由からであった。

広島別院提供

広島県立文書館企画展

戦中・戦後の援護——戦争犠牲者への追悼と援護

平成14年(2002)7月26日 発行

編集・発行 広島県立文書館(担当 安藤福平)

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-17

TEL (082)245-8444 FAX (082)245-4541



朝鮮半島・台湾出身の旧軍人・軍属、遺族への弔慰金等支給のポスター

在日の朝鮮半島・台湾出身の旧軍人・軍属及びその遺族には、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用されていない。これらの人々に対して、「人道的精神に基づき弔慰の意等を表すため」、平成12年(2000)6月7日に新たな法律が公布され、弔慰金支給等の措置が講じられることになった。